

○宇都宮市個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月17日

条例第40号

改正 平成28年3月第18号

平成30年10月第27号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(平30条例27・一部改正)

(個人番号の利用)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務付けているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第3条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することがで

きる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提供があったものとみなす。

(平30条例27・追加)

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平30条例27・旧第3条繰下)

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行日 平成29年5月30日)

附 則 (平成28年3月23日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月2日条例第27号)

この条例は、平成30年10月3日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(平30条例27・一部改正)

機関	事務
1 市長	宇都宮市医療費助成に関する条例(昭和48年条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって市長が定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)に対する日常生活用具の給付に関する事務であって市長が定めるもの
3 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立

	給付金及び進学準備給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に掲げる事務に準じて市長が定めるもの
4 市長	固定資産税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第2号に掲げる固定資産税をいう。），都市計画税（同条第6項第1号に掲げる都市計画税をいう。）又は国民健康保険税（同項第5号に掲げる国民健康保険税をいい，資産割に係る部分に限る。）の過誤納に係る徴収金のうち同法第17条の規定による還付ができないものに係る過誤納返還金の交付に関する事務（以下「過誤納返還金交付関係事務」という。）であって市長が定めるもの
5 市長	宇都宮市心身障害者福祉手当支給条例（昭和44年条例第15号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって市長が定めるもの
6 市長	宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例（平成27年条例第17号）によるひとり親家庭支援手当の支給に関する事務であって市長が定めるもの
7 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって市長が定めるもの
8 市長	障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって市長が定めるもの
9 市長	地域生活支援事業等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項に規定する地域生活支援事業及び同条第3項に規定する事業並びに在宅の重度心身障害者に対する通所による訓練又は指導を行う事業をいう。以下同じ。）の利用者負担金の助成に関する事務であって市長が定めるもの

10	市長	私立幼稚園に対する就園奨励費補助金の交付に関する事務であって市長が定めるもの
11	市長	宇都宮市難病患者福祉手当支給条例（平成28年条例第17号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって市長が定めるもの
12	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく就学援助費の交付に関する事務であって市長が定めるもの

別表第2（第2条関係）

（平28条例18・平30条例27・一部改正）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	宇都宮市医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する医療保険給付関係情報，地方税関係情報若しくは住民票関係情報，同表9の項に規定する生活保護関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報，同表10の項に規定する障害者関係情報，同表13の項に規定する児童扶養手当関係情報，同表16の項に規定する特別児童扶養手当関係情報又は生活保護法の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって市長が定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報，同表9の項に規定する生活保護関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
3 市長	生活保護法の規定に準じた生活	法別表第2の1の項に規定する医療保険給付関係情報，地方税関係情報若しくは

	<p>に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条各号に掲げる事務に準じて市長が定めるもの</p>	<p>介護保険給付等関係情報，同表9の項に規定する生活保護関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報，同表13の項に規定する児童扶養手当関係情報，同表16の項に規定する障害者関係情報若しくは特別児童扶養手当関係情報，同表26の項に規定する戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報若しくは児童手当関係情報又は児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費，療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給，母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給，特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給，国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給，母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって市長が定めるもの</p>
4 市長	<p>過誤納返還金交付関係事務であって市長が定めるもの</p>	<p>法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報であって市長が定めるもの</p>
5 市長	<p>宇都宮市心身障害者福祉手当支給条例による心身障害者福祉手</p>	<p>法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報，住民票関係情報又は年金給付関係情報であって市長が定めるもの</p>

	当の支給に関する事務であって市長が定めるもの	
6 市長	宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例によるひとり親家庭支援手当の支給に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報若しくは住民票関係情報，同表9の項に規定する生活保護関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報，同表10の項に規定する障害者関係情報，同表13の項に規定する児童扶養手当関係情報，同表16の項に規定する特別児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
7 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報又は住民票関係情報であって市長が定めるもの
8 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報，同表9の項に規定する生活保護関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
9 市長	地域生活支援事業等の利用者負担金の助成に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報，同表9の項に規定する生活保護関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
10 市長	私立幼稚園に対する就園奨励費補助金の交付に	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報であって市長が定めるもの

	関する事務であ って市長が定め るもの	
11 市長	宇都宮市難病患者福祉手当支給 条例による難病 患者福祉手当の 支給に関する事 務であって市長 が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関 係情報，住民票関係情報又は年金給付関 係情報であって市長が定めるもの
12 市長	児童福祉法によ る小児慢性特定 疾病医療費の支 給に関する事務 であって市長が 定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長 が定めるもの
13 市長	児童福祉法によ る障害児通所給 付費，特例障害児 通所給付費若し くは高額障害児 通所給付費の支 給又は障害福祉 サービスの提供 に関する事務で あって市長が定 めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長 が定めるもの
14 市長	児童福祉法によ る障害児入所給 付費，高額障害児 入所給付費又は 特定入所障害児 食費等給付費の	外国人生活保護関係情報であって市長 が定めるもの

	支給に関する事務であって市長が定めるもの	
15 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって市長が定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
16 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による実費の徴収に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報，同表9の項に規定する生活保護関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
17 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
18 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する医療保険給付関係情報若しくは介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
19 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報，同表9の項に規定する生活保護

	号)による公営住宅の管理に関する事務であって市長が定めるもの	関係情報,同表16の項に規定する障害者関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
20 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の9の項に規定する生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
21 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報,同表9の項に規定する生活保護関係情報,同表16の項に規定する障害者関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
22 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって市長が定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
23 市長	老人福祉法による費用の徴収に	外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの

	関する事務であ って市長が定め るもの	
24 市長	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による配偶者の ない者で現に児 童を扶養してい るもの又は寡婦 についての便宜 の供与に関する 事務であって市 長が定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長 が定めるもの
25 市長	母子保健法によ る費用の徴収に 関する事務であ って市長が定め るもの	外国人生活保護関係情報であって市長 が定めるもの
26 市長	高齢者の医療の 確保に関する法 律（昭和57年法律 第80号）による保 険料の徴収に関 する事務であっ て市長が定める もの	法別表第2の9の項に規定する生活保護 関係情報又は外国人生活保護関係情報 であって市長が定めるもの
27 市長	法別表第1の63の 項に規定する中 国残留邦人等支 援給付等の支給 に関する事務で あって市長が定 めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長 が定めるもの

28 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって市長が定めるもの	法別表第2の9の項に規定する生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
29 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの
30 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市長が定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市長が定めるもの

別表第3（第3条関係）

（平30条例27・追加）

情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 教育委 員会	学校教育法第 19条の規定に 基づく就学援助 費の交付に關す る事務であって 市長が定めるも の	市長	法別表第2の1の項に規定す る地方税関係情報, 同表9の 項に規定する生活保護関係 情報若しくは中国残留邦人 等支援給付等関係情報又は 外国人生活保護関係情報で あって市長が定めるもの